

特定商取引法等の契約書面等の
電子化に関する検討会
第1回 議事録

消費者庁取引対策課

第1回 特定商取引法等の契約書面等の電子化に関する検討会

1. 日 時：令和3年7月30日（金）11：00～11：54

2. 場 所：オンライン開催

3. 議 題

- ・ 検討会の運営について
- ・ 今後の進め方について

4. 出席者

（委員）

河上委員（座長）、池本委員、小田井委員、鹿野委員、川口委員、河村委員、高芝委員、福長委員、正木委員、増田委員、村委員

（消費者庁）

井上内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全）、伊藤長官、高田次長、片桐審議官、奥山取引対策課長

（オブザーバー）

経済産業省

○奥山課長 それでは、定刻でございますので、これより第1回「特定商取引法等の契約書面等の電子化に関する検討会」を開催いたします。

本日は、委員の先生方とオンラインでおつなぎして開催をいたします。

本検討会の座長につきましては、消費者庁長官の指名により、河上先生をお願いしております。

河上座長、よろしくお願いいたします。

○河上座長 本検討会の座長に指名されました河上でございます。よろしくお願いいたします。

本日は、御多忙のところ、各委員に御参加をいただきまして、誠にありがとうございます。

まず、冒頭は、井上信治消費者及び食品安全担当大臣から御挨拶を頂戴したいと思います。

井上大臣、よろしくお願いいたします。

○井上大臣 消費者及び食品安全担当大臣の井上信治です。

まず、河上座長をはじめ、本検討会の委員の皆様におかれましては、御多忙のところ、御参集をいただき、誠にありがとうございます。

本検討会は、さきの通常国会で成立した特定商取引法等の改正法のうち、契約書面等の電磁的方法による提供の具体的な在り方を検討していただくものです。

国民生活におけるデジタル化が急速に拡大・深化する中、デジタル化のメリットを享受したいという消費者ニーズには的確に対応していかなければなりません。今般の法改正により、これまで必ず紙で交付する必要のあった契約書面等について、手続や管理・閲覧が容易となり、また接触回数を減らすことが可能となる電子交付を活用したいというニーズに応えることができるようになります。まずは、こうした消費者の多様なニーズにしっかり応えられる制度設計が求められます。

他方、消費者被害の防止に万全を期すことも不可欠の課題です。国会質疑等の中でも、デジタル化のニーズやメリットに期待する御意見がある一方で、消費者団体をはじめとする関係者の方々からの御懸念も伺いました。また、7月14日には、私自身、消費者関連団体の方々と直接意見交換をさせていただき、この件を含めて様々な御意見をいただきました。こうした点にもしっかり応えていきたいと思っております。

政省令で策定する電磁的方法による提供の具体的な在り方につきましては、国会答弁の中で検討中の案として例示した論点もございますが、これまで、関係者、専門家の方々と議論をする機会が必ずしも十分ではなかったとの御指摘もございました。また、法律が成立した以上、その内容が本末転倒や骨抜きとなることは絶対に避けなければなりません。本件の施行まで約2年間があるところ、ゼロベースから専門家の皆様の御意見を改めて十分に伺い、今後の政省令の具体化に向けて丁寧に議論を深めていきます。

それぞれ専門的な御知見をお持ちの皆様方におかれましては、本改正が消費者利益に資

する形で活用されるよう、取りまとめに向けて活発な議論を行っていただきますことをお願いし、私からの挨拶といたします。

よろしく願いいたします。

○河上座長 井上大臣、どうもありがとうございました。

ここで、カメラ撮影は終了とさせていただきます。取材をされる方は、後ろの椅子に座って傍聴いただければと思います。よろしく願いいたします。

(カメラ退室)

○河上座長 次に、本日のウェブ会議の操作説明及び資料確認について事務局からお願いいたします。

○奥山課長 まず、ウェブ会議の操作につきまして、御説明を申し上げます。

ハウリングを防止し、データ通信量を安定させるため、皆様におかれましては、御発言時以外は常にマイクをオフ、ミュートに設定していただきますようお願いいたします。また、御発言を希望される際は、お名前と発言されたい旨を、まず、チャットで御送信ください。チャットは、会議に参加されている皆様全員に御覧いただけます。また、音が聞き取りにくい、映像が見えないなどの不具合が発生しました場合には、お名前とその旨をチャットで送信をお願いいたします。チャットを送信しても反応がない、もしくは入力できない場合は、一旦ウェブ会議から退室して、再入室していただきますようお願いいたします。再入室しても事態が改善されない場合は、あらかじめお伝えしております緊急用の電話番号まで御連絡をお願いいたします。

続きまして、本日御用意しました資料につきまして確認をお願いいたします。資料1から8までございます。

まず、資料1は本検討会の開催要領でございます。

資料2は、本検討会の委員等名簿です。

資料3は、本検討会の運営要領の案でございます。

資料4は、検討の進め方についての資料でございます。

資料5は、ワーキングチームの運営要領の案でございます。

資料6は、契約書面等の電磁的方法による提供についてお寄せいただきました御意見の概要資料です。

資料7は、国会答弁等における消費者庁からの説明の概要でございます。

資料8は、次回以降の日程案でございます。

万一不足等がございましたら、チャットにてお知らせをください。

なお、本検討会の様子につきましては、音声のみを一般傍聴していただいております。

傍聴されている方へのお願いでございますが、会議の間はカメラもマイクも常にオフに設定をお願いいたします。マイクをオンにしている方がいらっしゃる場合には、事務局にてオフにさせていただきます。

説明は、以上でございます。

○河上座長 それでは、今回は第1回ということでもありまして、また、井上大臣も出席されておりますので、まず、自己紹介や各委員の皆様の問題意識などについて忌憚のない御発言をいただければと思います。

私から指名をさせていただきますので、マイクをオンにして、お1人2分までを目安として御発言ください。御発言が終わりましたらマイクをオフにさせていただきますよう、お願いいたします。

マイクをオンにした場合は、画面も見えるということによろしいですか。

○奥山課長 画面は、ビデオをオンにしていただかないと見えません。

○河上座長 同時にオンにさせていただくということですね。

○奥山課長 そうですね。御発言の際には、よろしければ画面をオンにしていただければと思います。

○河上座長 それでは、委員の皆様から、五十音順で、池本委員、小田井委員、鹿野委員と御発言いただければと思います。

まず、池本委員、お願いいたします。

○池本委員 弁護士の池本と申します。よろしく申し上げます。

私は、昨年の特商法・預託法の検討委員会にも参加させていただきました。

そこで提言された中身は非常に意欲的であり、今回の法改正に取り込んでいただいたということについては、高く評価しております。

ただ、残念ながら、そこでは全く議論がなかった書面の電子化について、昨年末から今年の初め頃の経緯で、審議の場がないままに法案に盛り込まれたという点は大変残念であります。しかも、その内容については、先ほど大臣も触れられたように、多数の消費者団体あるいは弁護士会や司法書士会などから危惧の声、あるいは反対の意見も出ておりました。

この案件について、国会で法案は成立いたしましたでしたが、参議院の地方創生・消費者問題特別委員会の令和3年6月4日の附帯決議第1項に、次のような条項があります。「書面交付の電子化に関する消費者の承諾の要件を政省令等により定めるに当たっては、消費者が承諾の意義・効果を理解した上で真意に基づく明示的な意思表示を行う場合に限定されることを確保するため、事業者が消費者から承諾を取る際に、電磁的方法で提供されるものが契約内容を記した重要なものであることや契約書面等を受け取った時点がクーリング・オフの起算点となることを書面等により明示的に示すなど、書面交付義務が持つ消費者保護機能が確保されるよう慎重な要件設定を行うこと。また、高齢者などが事業者に言われるままに本意でない承諾をしてしまうことがないよう、家族や第三者の関与なども検討すること」という条項です。これは与野党一致の附帯決議でありますので、この書面の電子化を政省令で定めるに当たっては、先ほど大臣はゼロベースでとおっしゃったのですが、国会の附帯決議の方向性を十分に尊重した上で議論を進めるべきだと思います。

以上です。

○河上座長 ありがとうございます。

次に、小田井委員、お願いいたします。

○小田井委員 公益社団法人日本訪問販売協会の小田井と申します。どうぞよろしく願
いいたします。

当協会は、訪問販売を行う事業者が集まる団体で、業界の健全な発展を目指して自主的
な取組を推進しております。現在、正会員が117社、賛助会員が32社・団体であります。正
会員が訪問販売を行っている事業者ということになります。

御承知のとおり、販売を行う上では特定商取引法の規制を遵守することが必要ですが、
当協会への加盟については任意でありまして、基本的には協会の目的や活動に賛同してい
ただいている方が加盟していると御理解いただければと思います。

1点申し上げておきたいのは、訪問販売について議論されるときに、どういうものを訪
問販売とイメージをされているか。訪問販売、イコール、押売、イコール、悪いものとい
う前提でお話をされることが多いという印象がございまして、もちろんそれも訪問販売で
はあるのですが、それだけが訪問販売ではないということも御理解いただければと思いま
す。

訪問販売は非常に裾野が広いビジネスですので、特定商取引法上の定義で言えば、営業
所等以外の場所での取引であれば訪問販売になりますし、特定商取引法の適用を受けない
商品などでも一般家庭や職場を訪問して取引を行うものもございまして。

もちろん訪問販売でトラブルがあることは事実ですが、悪質なものでだけ業界が形成さ
れているわけではございません。当協会の会員だけでも、40年、50年と訪問販売を続けて
いる企業が何十社もいますし、そこで仕事をして生計を立てている方、家族を養っている
方が何十万人もいます。そこには、当然、この訪問販売のお客様もいて、喜んで御利用い
ただいている消費者の方もいることをぜひ知っていただきたいと思っております。

その上で、今回の特商法改正で書面を電子媒体で交付することが認められたことは、今
まで全くそういうことができる余地がなかったことができるようになったということので
、選択肢が増えたという点では、よかったと思っております。今後ますます社会のデ
ジタル化が進むことを見据えての措置だと思っておりますが、現状はまだそういうことへの対応
が難しい方もいらっしゃる。それは消費者に限らず事業者もそうだと思いますので、
そういう方たちが不利益を被ることがないような手当が必要だと思います。

一方で、デジタル化に抵抗感がない方やデジタル化をしてほしい方も、消費者にも事業
者にも両方にいらっしゃると思います。今後はそういう方が増えていくということでは
しょうから、そういう方の利便性をあまりに損なうような仕組みになっても、それはそれで望
ましくないと思っております。

いずれにしても、今回の書面の電子化は、紙がよいという人に電子媒体での交付を
強要するものではないと理解しています。考えなくてはいけないのは、本当は紙でもらい
たかったのに電子交付をされてしまうケースなどをいかに防ぐか、ということだと考えて

います。

この検討会では、承諾の取り方が論点の一つになると思いますが、今回、デジタル分野の専門家の方も委員として御参加いただいておりますので、その承諾の取り方などについて有効な方法があれば、ぜひ御教示いただいて、消費者と事業者の双方にとって、利便性が高く、かつ、トラブルの未然防止も図れる方策を御検討いただければ幸いです。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○河上座長 どうもありがとうございました。

続きまして、鹿野委員、お願いたします。

○鹿野委員 ありがとうございます。慶應義塾大学で民法と消費者法を担当しております、鹿野菜穂子と申します。

私も、昨年、消費者庁において設置された「特定商取引法及び預託法の制度の在り方に関する検討委員会」の委員として、その議論に参加してまいりました。池本先生と同様ですけれども、今年6月に交付された特定商取引法・預託法の改正には、消費者被害の防止と被害の回復の促進を図るための意味のある内容が多く盛り込まれましたので、一方で私はこれを高く評価しております。しかし、他方で、例外的ではありますが、本人の承諾を得た場合に契約書面の内容を電磁的方法で提供することができる旨の規定が特定商取引法に入ってしまったことについては、メリットもあるのかもしれませんが、大きな懸念が残る結果となってしまいました。

そもそも、特定商取引法は、特に消費者トラブルが多かった取引類型を対象として、それぞれの取引類型に応じて、事業者に対する様々な法的な規制を設けるとともに、クーリング・オフや取消権などをはじめとして、消費者の民事上の権利を規定してその被害救済を図っているものです。その中でも、事業者の契約書面の交付義務は、第1に、消費者に当該取引に関する十分な情報を提供させることによって消費者トラブルを防止するという趣旨があります。

第2に、その情報提供は、消費者がその契約を維持するかどうかを冷静に判断することができる機会を確保させるという趣旨があります。そのため、この書面の交付を受けた日がクーリング・オフ期間の起算点として規定されており、消費者被害の救済において、このクーリング・オフが重要な機能を果たしてきたところです。

第3に、さらに書面の交付は、本人以外、例えば、家族など第三者においても、これを外部から認識できることから、第三者が消費者本人をサポートして被害救済に役立てることができるという実質的な機能もあったものと思われま。

今回の検討会では、このような特定商取引法における契約書面交付義務の趣旨やそれが果たしてきた機能を踏まえ、デジタル化によってその趣旨が損なわれたり、あるいは、機能が減殺されたりすることのないよう、承諾要件の具体的な内容や提供の在り方等について十分な検討を行っていくべきだと考えております。

よろしくお願いたします。

○河上座長 どうもありがとうございました。

続きまして、川口委員、お願いいたします。

○川口委員 皆さん、こんにちは。川口設計の川口洋と申します。

川口設計という会社で、サイバーセキュリティの仕事をしております。ふだんは、いろいろなユーザーに対して、組織のサイバーセキュリティの確保に関するアドバイスや教育をやっています。ほかには、消費者庁、内閣府、全国のいくつかの県警などでセキュリティのアドバイザーなども務めておりまして、全国の組織やユーザーの方々のセキュリティレベルが上がるようにいろいろな活動をしています。

今回、こうやってお声がけいただきましたが、ほかの出席者の方々とは毛色が違うところがあると思います。ただ、デジタル技術、テクノロジーを使って世の中をどう安全にしていくか、便利にしていくかということについて、思いは皆さんと一緒にだと思っています。法律の成り立ちなどについてはあまり詳しくありませんが、テクノロジーをどのように使っていくべきか、どういう特性があるか、ということについては、いろいろなお話ができるかと思っています。

よろしくお願いいたします。

以上です。

○河上座長 どうもありがとうございました。

続きまして、河村委員、お願いいたします。

○河村委員 主婦連合会の河村です。この6月の総会から、会長を引き受けております。どうぞよろしく申し上げます。

初回ということで、少しこの検討会のスコープより広い視点から私どもの思いをお伝えしたいと思います。

今回書面の電子化が法改正の中に入ってしまったことは、そのプロセスも含め、大変残念なことであったというよりも、納得感のないものであったと考えています。特商法の類型の中でも、訪問販売を例に挙げますと、いきなり個人の家を訪ねて勧誘を行うというものであり、それ自体が前時代的営業スタイルと言えます。営業行為の入口の時点で消費者がデジタル化に対応できているかどうかは、全く考慮されていません。玄関先で、対面で、勧誘、申込み、契約と進んでいく営業スタイルにおいて、書面交付に関してのみデジタル化を導入するというのは、たとえ本人の承諾という要件があったとしても、合理的な政策とは言えないと考えています。

今回、デジタル化が全てに優先する目的のようになってしまったがために、今後、相談現場、被害救済の現場では、確認事項が煩雑・複雑化し、消費者自身も気をつけるべきことが増えてまいります。デジタル化が効率化につながるどころか、全体として対処すべきことが増え、社会的コストも増えるという皮肉な結果になるのではないのでしょうか。

デジタル化の推進は、真に国民の幸福につながり、利便を向上させるものであり、諸外国に胸を張れるものでなければならぬと考えます。世界に後れを取っているというので

あれば、まずは、不招請勧誘の規制において世界の先端を目指すべきだと考えます。例えば、いきなり訪問するような営業スタイルは、何らかの形で規制を入れるべきです。これは一例ですが、消費者が希望した勧誘をデジタル化で対処できて、消費者がデジタル的に受け取れる、という一歩進んだ形を目指すべきです。

消費者にとって、デジタル化は既に消費者へのターゲティング広告等の形でどんどん生活に入り込んでいます。消費者庁が目指すべきところは、それに対して、消費者の側から、デジタル技術でどのように権利を守り、被害を防止し、消費者自身が主体的に望んだ契約をいかにフェアに取り交わせるか、という方向であるべきです。

思いはこのくらいにいたしますけれども、政省令のルールメイキングに際しましては、この際、この機会を捉えて、消費者被害をより防ぐことのできる道はないか、不招請勧誘規制の議論につなげられないか、ということ念頭に議論に臨みたいと考えております。

どうぞよろしくお願いいたします。

○河上座長 どうもありがとうございました。

続きまして、高芝委員、お願いいたします。

○高芝委員 弁護士の高芝です。どうぞよろしくお願いいたします。

本検討会のテーマについてですが、電子化は時代の要請ではないかと思っています。

他方、特定商取引法等における書面の交付義務は、取引の適正化に向け大きな役割を果たしていること、また、本来、特定商取引法等における書面の交付義務は行政取締法規ですけれども、契約書面等については、行政処分との関わりだけでなく、民事や罰則にも関わるものとなっていることから、多くの論点が出てこようかと思っています。

そこで、様々な観点から幅広く検討することはとても重要なことと思っています。

その意味で、微力ではありますが、できる限り尽力したいと思っていますので、よろしくをお願いいたします。

以上です。

○河上座長 どうもありがとうございました。

続きまして、福長委員、お願いいたします。

○福長委員 皆様、こんにちは。日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会（NACS）で東京相談室を担当しております、福長でございます。私は、現在、消費生活センターの相談員をしております。どうぞよろしくお願いいたします。

相談員の中では、契約書面の電磁的提供について危惧する声が多く上がっています。つい先日も、契約書面を見た周囲の方からの通報をきっかけにして、高齢者の被害回復に至ったケースがありました。相談の現場では、相談者の話を聞いて、契約書面を見て、契約内容を確認して、助言やあっせんを行っています。もし契約書面が電磁的提供になったら、周囲の人が気づく機会が減るのではないかと思っています。

また、訪問販売や訪問購入のような直接消費者と事業者が対面するような取引で、契約書を電磁的に提供するメリットがどこにあるのか、電磁的な提供の承諾をどのように取る

のか、さらに消費者が電磁的な提供の意味を本当に理解して承諾するのか、電磁的に提供された契約書を消費者が自分で確認したり、消費生活センターに相談をするときにその契約書を見せたりすることができるかなど、課題が山積みをしていると思っております。

しかし、法律改正は決まったわけですし、何とか消費者を保護するというもともとの契約書面の交付の意義が損なわれることのないように、池本先生が言われた附帯決議、消費生活相談員や消費者団体の意見をしっかり反映して政省令をつくっていただけたらと思っております。

また、申し上げるまでもないことかもしれませんが、この検討会の内容や、ワーキングチームの検討内容につきましては、分かりやすく積極的に情報を開示していただくことをお願いしたいと思います。

以上でございます。

○河上座長 ありがとうございます。

続きまして、正木委員、お願いいたします。

○正木委員 経団連の正木でございます。

私も特商法・預託法の検討会の委員を務めさせていただき、また、改正法案の審議にあたっては、参議院で参考人質疑に立たせていただきました。今回、大変意義深い改正がなされたと思っております。

検討の開始に当たって御留意いただきたいのは、まさに今回、契約書面を電子化したという改正の意義でございます。今回、契約書面を電子化したことによって、消費者は強力な武器を手にしたと認識しております。「おばあちゃん、この契約書は大切なものだから、仏壇の引き出しに鍵をかけてしまっておいて」とか、「契約書は相続のことなどで子供がもめる原因になるから、封筒にしまって神棚の裏に隠しておいてあげるね」などと言う悪徳事業者に対して、「東京で働いている娘に見てもらおうから、電子メールの添付ファイルでちょうだい」と言えるようになったというわけです。

今回の資料6や7を拝見いたしますと、検討の仕方として、契約書面の電子化の課題を指摘して、それを潰すという発想になりがちなのですが、せっかく手にした武器を自縄自縛でがんじがらめに使えないようにしては、元も子もないと思います。

まだ施行されていない特商法等の下では、誰も電子化という武器を使ってみたことがないので、想像力が必要になると思いますが、これからワーキングチームをつくって検討される場合、その先生方にはぜひ消費者がこの武器をどうやったら有効に使いこなせるか、という視点に立って課題の検討に当たっていただければと思っております。

どうぞよろしくお願いいたします。

○河上座長 ありがとうございます。

続きまして、増田委員、お願いいたします。

○増田委員 全国消費生活相談員協会理事長を務めております、増田でございます。

私も、昨年の検討会に参加させていただきました。

本協会は、自主事業として、週末電話相談室、消費者教育、消費生活相談員の育成、適格消費者団体としての活動をしています。会員の多くは全国の消費生活センターに勤務する現役の消費生活相談員ですので、消費生活相談によって得た情報を基に、消費者教育や、行政や事業者と連携して意見を伝えてきております。

このたびの電磁的書面の交付については、日々の消費生活相談に際して特商法を一番活用している、消費生活相談員である会員から強い反対意見が寄せられました。法律が成立しましたので、本検討会で十分に検討していただき、被害の未然防止が図られることを期待しています。

消費生活相談の現場では、新たな制度が適切に運用されているか、より一層の確認作業が必要になってきます。また、たとえ政省令で消費者保護を手当てしても、違反する事業者はいます。行政処分と違いますので、消費生活相談ではそうした事業者を説得して返金してもらう必要がありますが、悪質な事業者との取引は現金払いが多いため、現在、返金は困難を極めています。

特に、成年年齢の引下げを目前にして、若年者に対する連鎖販売取引の勧誘が活発化することが懸念されます。高齢者の被害が想定される訪問販売、電話勧誘販売、訪問購入、若年者の被害が想定される連鎖販売取引に関しては、特に、被害の防止、消費者保護機能確保のための工夫が必要だと考えています。

よい制度となるよう、みんなで知恵を出し合いたいと考えております。どうぞよろしくお願いたします。

○河上座長 ありがとうございます。

続きまして、村委員、お願いたします。

○村委員 一般財団法人日本消費者協会の理事長をしております、村千鶴子と申します。

私は、今年の6月から日本消費者協会の理事長に就任いたしました。どうぞよろしくお願いたします。

日本消費者協会は、昭和36年から、消費者リーダーの養成ということで、日本で初めてコンサルタントの養成講座を始めて、現在もずっと続けている団体です。さらに、消費生活相談も行っているということで、消費者からの苦情相談やあっせん解決にも取り組んでいる団体になります。

今回の特商法・預託法の書面交付義務について、電子交付も消費者の承諾があれば可能にするという改正が行われました。例えば、預託法の改正などについては、消費者庁等でかなり議論があり、検討会を設けて十分な議論を行った上で、改正法の形をまとめて上程されたという経過があります。しかし、この書面の電子化については、非常に重要な論点にもかかわらず、最終報告書が出た後に降って湧いたように改正法案に盛り込まれました。議論が不十分だったということが、私には非常に残念に思われてなりません。

ただ、法律は改正されてしまいましたので、あとは、政令、省令をどういうふうにとまとめていくのかということについて、2点ほど申し上げたいことがあります。

一つは、消費者は非常に多様であるということです。多様な消費者から本当の意味での承諾を取るとはどういうことなのか、消費者の多様な実情をよく検討した上で、議論していただきたいということがあります。

もう一つは、特定商取引法の書面交付義務と単純に言っても、例えば、不意打ち性のある取引の場合、訪問販売、電話勧誘販売、訪問購入の3つがあります。この場合は、申込書面と契約書面の交付義務があります。これはいずれも不意打ち的な取引ですね。不意打ち的な取引で、その勢いに巻き込まれてしまうということがありますが、紙でもらうことで、その確認の機会が確保されることとなります。ところが、それが電子データになると、紙でもらうわけではありませぬので、不意打ち的な取引の場合に、制度の趣旨がきちんと維持できるかどうかというところがポイントになると思っています。もう一つの枠組みは、特定継続的役務提供、連鎖販売取引、業務提供誘引販売取引ですが、この場合は、大変複雑な取引形態のため、契約する消費者にとってリスクがとて高くなりますので、契約を締結する前に概要書面の交付が必要です。つまり、口頭の説明だけでは十分に理解した上で選択することが困難なので、概要書面という紙を渡して、十分にその取引の仕組みについて説明をした上で選んでもらい、契約を結んだ後は契約書面の交付が義務づけられるということです。

ですから、そういう大変複雑な取引の説明を電子データでやるか紙でやるかは、非常に大きな違いになります。その同意と申込書面や契約書面の交付義務の同意・承諾とは違うと思うので、まとめて議論するのではなくて、具体的な政策を考えていく際に分けて考えていただきたいと思っています。

さらに、紙の場合には、活字の大きさが8ポイント以上で、例えば、クーリング・オフであれば赤字・赤枠で、消費者が見やすいような工夫がいろいろと法律の中に盛り込まれています。電子データになったときに、こういうものが後退して非常に見えにくくなるのではないかと。例えば、スマホで見た場合には、ほとんど見えなくなってしまうということをお大変危惧しております。

そのようなことも含めて、いろいろと実態を踏まえた議論もぜひできるような進め方をさせていただければと思っています。

以上です。どうぞよろしくお願いたします。

○河上座長 皆様、どうもありがとうございました。

一通り、皆様からの御意見について、自己紹介を兼ねて、お願いたしました。

大臣におかれましては、御公務の都合もございますので、ここで御退席をされるということをございます。

○井上大臣 どうもありがとうございました。

(井上大臣退室)

○河上座長 ありがとうございます。

次に、配付資料3の本検討会運営要領案、資料4の検討の進め方、資料5のワーキング

チーム運営要領案、参考資料6と7について、それぞれ事務局から説明をお願いしたいと思っております。

よろしく申し上げます。

○奥山課長 お手元の資料3から5までが、本日、検討会にお諮りする資料でございます。

まず、この資料3から5につきまして、御説明を申し上げます。

資料3ですが、本検討会の運営要領の案でございます。

読み上げさせていただきます。

1. 座長は、議長として検討会の議事を整理する。
2. 座長は、座長代理を指名することができる。
3. 検討会は、原則として公開とする。ただし、特段の理由があると座長が認めた場合は、検討会の全部又は一部を非公開とすることができる。
4. 検討会における配布資料は、原則として、検討会終了後に速やかに公表する。ただし、特段の理由があると座長が認めた場合は、座長の判断により配布資料の全部又は一部を非公表とすることができる。
5. 検討会終了後、速やかに議事録を作成し、これを公表するものとする。ただし、特段の理由があると座長が認めた場合は、座長の判断により議事録の全部又は一部を非公表とすることができる。議事録の全部を非公表とする場合にあっては、議事概要を公表する。
6. 座長は、必要に応じ、適当と認める有識者等を参考人として招致することができる。
7. 座長は、検討会の検討事項について広く関係者の意見を聴取するため、構成員を指名の上、検討会の下にワーキングチームを置くことができる。
8. この要領に定めるもののほか、検討会に関し必要な事項は、座長が検討会に諮って定める。

以上でございます。

次に、資料4でございます。本検討会の進め方でございます。

まず、1ページ目をお開きください。本日、7月30日、一番左が第1回の会合でございます。検討に当たりましては、関係者や有識者の方々から御意見をしっかりと承ることが重要ですので、ヒアリングを、来月以降、集中的に実施することといたしたく存じます。このヒアリングに毎回全ての委員に御出席いただくのは大変でございますので、ワーキングチームを編成し、その御担当の委員にヒアリングを主宰していただきたく存じます。ヒアリングは最大で20の個人または組織より頂戴し、それ以上に御希望がある場合には書面でも意見をお受けしたいと考えてございます。ヒアリングで御意見がそろいました段階でこれを集約して、第2回以降の検討会にお諮りし、この検討会の論点でございます書面の電子交付に当たっての消費者からの承諾の取り方、電磁的方法による提供の在り方について、一定の方向性に向けて取りまとめをしていただければと思っております。なお、検討の終期の目途としましては令和4年春頃と書いてございますが、これはあくまで目安と

してお示ししているものでございます。

次に、2ページ目にお進みください。ワーキングチームの形式についての案でございます。ワーキングチームの目的は、消費者団体、事業者団体、デジタルの専門家等から幅広くヒアリングを行い、論点を整理して検討会に報告することでございます。構成員につきましては、河上座長より御指名いただきたいと存じます。ヒアリング対象でございますが、下の真ん中でございますように、消費者団体、弁護士・弁護士団体、事業者団体、デジタル技術の専門家よりヒアリングを頂戴したいと考えてございます。この検討会の委員となっておられます先生方の御所属の団体等は、原則として、このヒアリングの対象とさせていただきたいと考えております。それに加えて、議論の参考となりますほかの制度の関係者なども含み得るかと考えてございます。いずれにしましても、詳細につきましてはワーキングチームにおいて決定をいたします。開催方法でございますが、原則公開、オンラインということで、この検討会と同様の形式でございます。おおむね1か月に1回程度、5ないし6回程度を目途としまして、1回当たり3つないし4つの組織もしくは個人の方から御意見をいただくことを考えてございます。ワーキングチームのキャパシティとしましては、20程度の団体からヒアリングができようかと考えてございます。

続きまして、資料5でございます。ただいま御説明申し上げましたワーキングチームの運営要領案でございます。

基本的に、検討会と同じで、原則公開、議事録につきましても原則公表というかたちで考えてございますので、読み上げは省略させていただきます。

その上で、本日は、ほかには資料6と7を御用意してございます。この2つは、御検討の参考資料といたしまして、これまでに消費者団体等から頂戴しました御意見、国会審議の際にございました議論をまとめてございます。こちらは必要な際に御参照くださいますと幸いです。

事務局からは、以上でございます。

○河上座長 ありがとうございます。

まず、資料3及び資料5の運営要領案についてお諮りをいたします。

これらの運営要領を検討会として決定することについて、御異議はございませんでしょうか。

よろしゅうございますか。

それでは、御異議がなければ、これらの案のとおり、決定をいたします。

それでは、ワーキングチームの運営要領に基づきまして、座長としてワーキングチームの主査と構成員を指名させていただきたいと思っております。

まず、主査として鹿野委員を指名いたします。

鹿野委員、よろしくお願ひいたします。

また、構成員として、池本委員と高芝委員を指名いたします。

なお、消費者庁の片桐審議官も出席していただければと思っております。

指名いたしました構成員の皆様、電磁的方法による提供について、幅広くヒアリングをしていただき、論点を整理していただきますよう、どうぞよろしく願いいたします。

ワーキングチームにおけるヒアリングを含めまして、今後の進め方について、何か、御意見、御質問はございますでしょうか。

どうぞ。

○池本委員 ありがとうございます。

ワーキンググループも含めて、基本的な流れについては賛成いたします。

ヒアリング対象というペーパーについて、消費者団体、弁護士・弁護士団体、事業者団体、デジタル技術の専門家とあるのですが、そのほか、適宜増やしていくということなので、含まれると理解していいと思うのですが、消費者事件を幅広くやっているという意味では、司法書士会も適切だと思えます。国民生活センターや消費生活センターなども、個別の相談員あるいは相談員団体と比べて、多少幅広く全体像のお話も聞けるのではないかと思います。御検討いただければという趣旨で申し上げました。

以上です。

○河上座長 どうもありがとうございました。

司法書士会、国民生活センター等も適宜追加してヒアリングを行ってはどうかということでございます。

事務局では、何かお考えはございますか。

○奥山課長 御提案は大変ありがたいと存じます。ぜひできるだけ御希望に沿えるように調整をいたしたいと考えてございます。

1つ、資料につきまして訂正をお願いしたい点がございます。今、申し上げてよろしいでしょうか。

お手元の資料5、ワーキングチームの運営要領案でございます。

5. に、「検討会終了後、速やかに議事録を作成」とあるのですが、これは「ワーキングチームの会合終了後」の間違いでございます。

失礼いたしました。お詫びを申し上げて、訂正をいたします。

○河上座長 ほかに、何か、御意見、御質問等はございますでしょうか。

意見、質問がないようでしたら、続きまして、資料8によりまして、次回以降の日程について、事務局から説明をお願いします。

○奥山課長 次回以降の日程につきまして、御説明を申し上げます。

先ほど資料4の説明でも申し上げましたとおり、ワーキングチーム会合を、8月のお盆明けを目途といたしまして、月1回程度の頻度で、順次、開催していきたいと考えてございます。

その際に、ヒアリングを実施いたしますので、各委員の皆様とどの回でヒアリングをさせていただくかといった調整をさせていただくかと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

ヒアリングを6回ほど重ねました後に、この検討会会合の第2回目を、春頃を目途に開催したいと考えてございます。内容は、ワーキングチームからの報告ということで、ヒアリングの論点を整理したものをまとめて御報告するというを考えてございます。それを受けまして、さらなる御議論を頂戴したいと考えてございます。

事務局からは、以上でございます。

○河上座長 どうもありがとうございました。

一言だけ、申し上げてよろしいですか。

デジタル化は時代の流れで、その恩恵は誰もが受けなければいけないということになるわけですが、電子化の波を利用して、巧みに契約を締結させる、あるいは書面の電子化への同意を取りつけるということは、何としても避けなければならないわけでございます。そうしたあまり適切ではないアプローチをする事業者を何とかして食い止めるために、この検討会で皆様のお知恵をぜひ拝借したいと思っております。

本日の議論につきましては、運営要領に基づきまして、議事録を作成し、委員の皆様にご確認いただいた上で公表したいと考えております。

本日は、お忙しいところ、御参加いただきまして、誠にありがとうございました。今後とも、よろしくお願いいたします。

それでは、以上で第1回検討会を終了いたします。どうもありがとうございました。